

平成31年 3月 6日

平成31年第 1 回神奈川県議会定例会

ともに生きる社会推進特別委員会資料

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

- 1 人権施策の取組みについて 1
- 2 「かながわ障がい者計画」改定について10
- 3 津久井やまゆり園再生基本構想に基づく取組みについて15
- 4 とともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて 19

1 人権施策の取組みについて

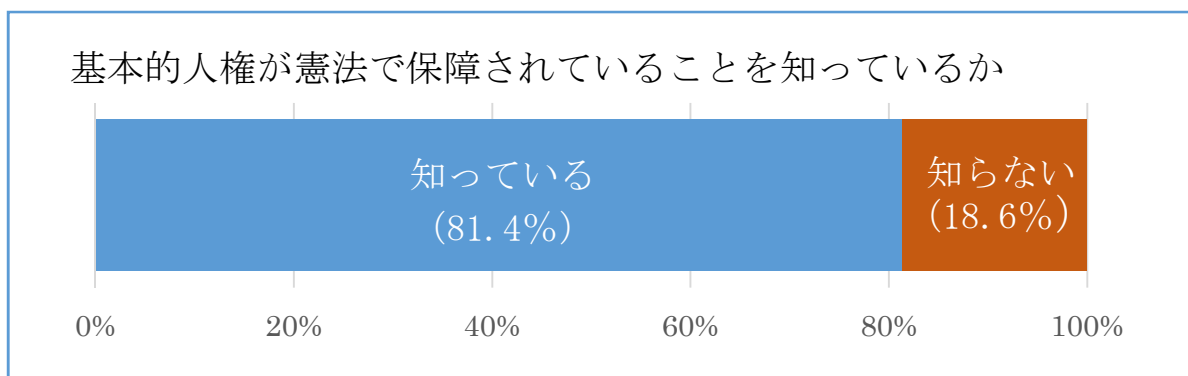
(1) 人権を取り巻く環境

ア 国内における人権を取り巻く環境

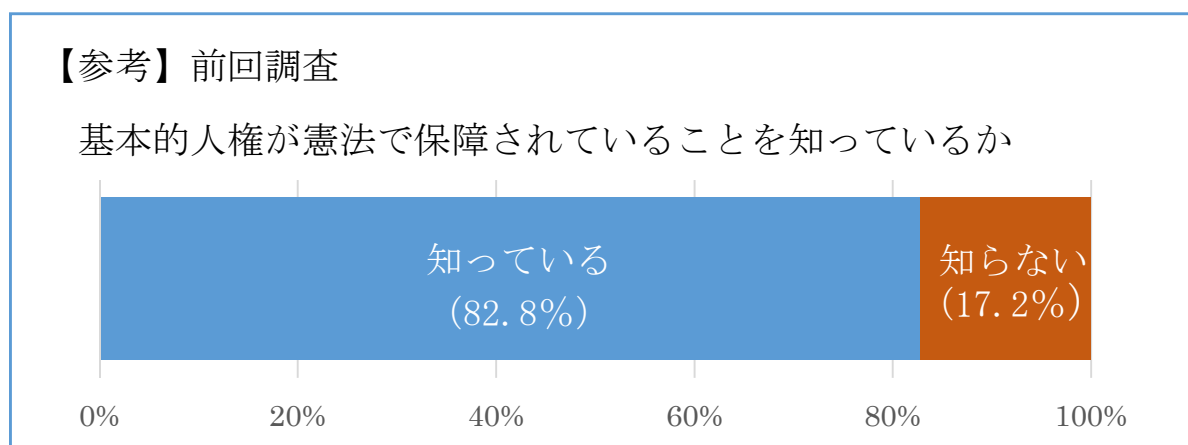
(ア) 人権擁護に関する世論調査

内閣府は、人権擁護に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、2017（平成29）年10月に全国の日本国籍を有する18歳以上の者3,000人を対象に調査を行った。

基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者の割合が81.4%、「知らない」と答えた者の割合が18.6%だった。



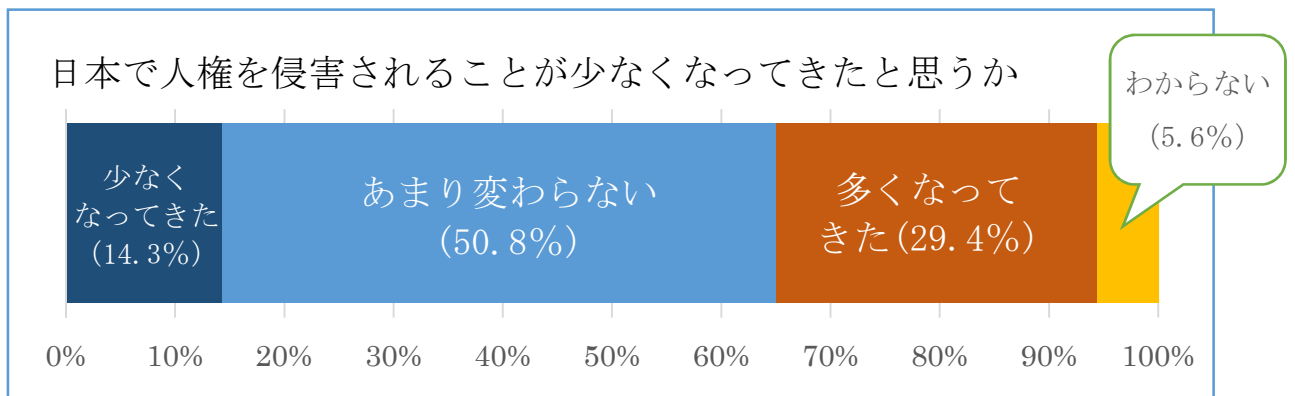
（内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年度版より引用）



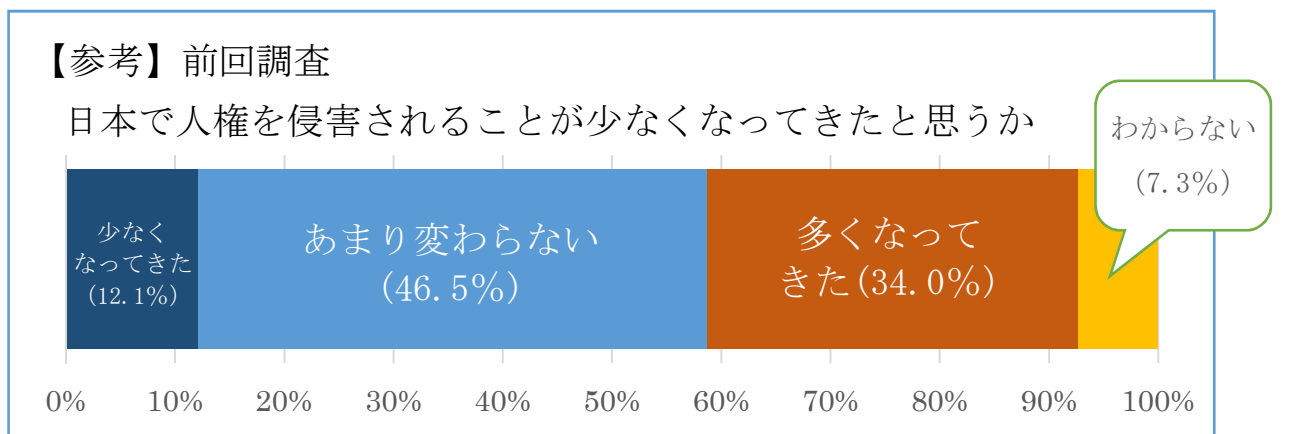
（内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成24年度版より引用）

※内閣府は、平成28年度から調査対象者の年齢を18歳以上に引き下げているため、20歳以上を対象としていた前回調査までとの単純な比較には注意を要する。

また、新聞やテレビなどで「人権問題」や「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあるが、この5～6年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思うか、あまり変わらないと思うか、それとも次第に多くなってきたと思うか聞いたところ、「少なくなってきた」と答えた者の割合が14.3%、「あまり変わらない」と答えた者の割合が50.8%、「多くなってきた」と答えた者の割合が29.4%だった。



(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年度版より引用)



(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成24年度版より引用)

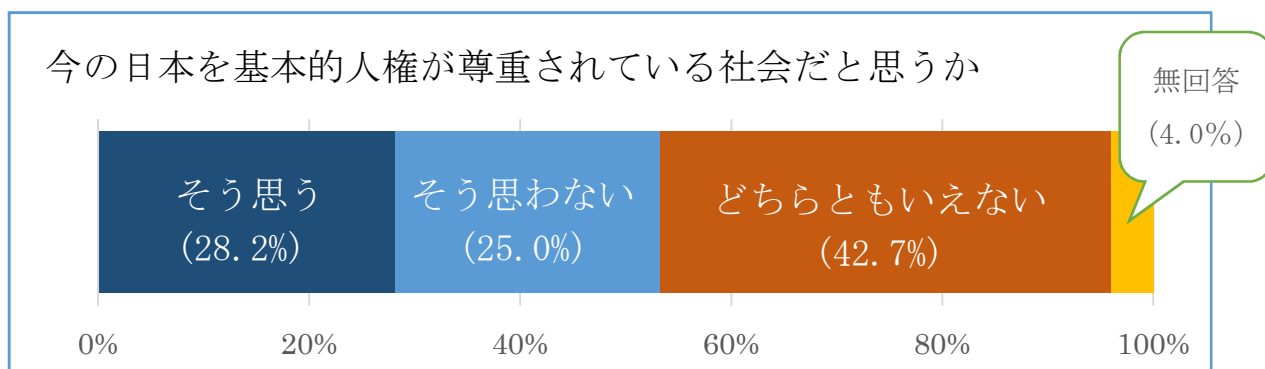
※内閣府は、平成28年度から調査対象者の年齢を18歳以上に引き下げているため、20歳以上を対象としていた前回調査までとの単純な比較には注意を要する。

イ 神奈川県内における人権を取り巻く環境

(ア) 県民ニーズ調査

神奈川県は、県民の意識・価値観などの変化や多様化する生活ニーズを把握し、その結果を施策に反映するため、2018（平成30）年10月に県内在住の満18歳以上の者3,000人を対象に調査を行った。

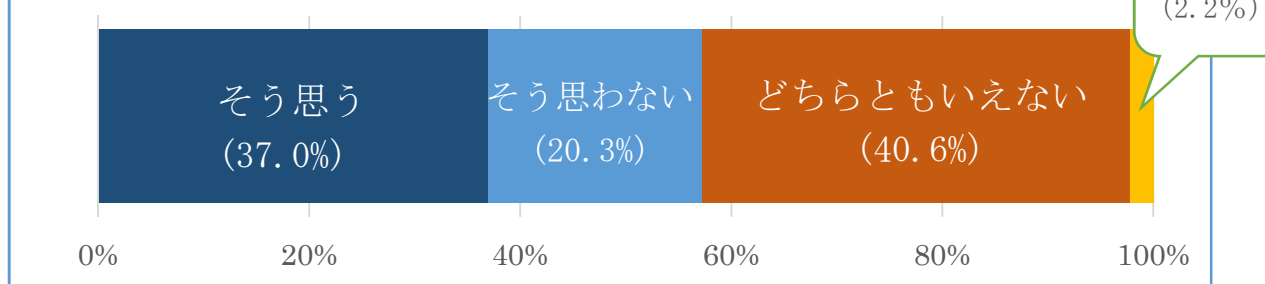
今の日本を基本的人権が尊重されている社会だと思うか聞いたところ、「そう思う」と答えた者の割合が28.2%、「そう思わない」と答えた者の割合が25.0%、「どちらともいえない」と答えた者の割合が42.7%だった。



（神奈川県「県民ニーズ調査」平成30年度版より引用）

【参考】 前回調査

今の日本を基本的人権が尊重されている社会だと思うか



（神奈川県「県民ニーズ調査」平成25年度版より引用）

※神奈川県は、平成28年度から調査対象者の年齢を満18歳以上に引き下げているため、満20歳以上を対象としていた前回調査までとの単純な比較には注意を要する。

(イ) 法務省県内人権侵犯事件新規救済手続開始件数

神奈川県における2017（平成29）年の人権侵犯事件新規救済手続開始件数は916件で、対前年比155件（20.4%）増加した。

なお、全国の人権侵犯事件新規救済手続開始件数は19,533件で、対前年比90件（0.5%）の増加であった。

(2) かながわ人権施策推進指針

本県は、人権を尊重した行政を進めていく上での道しるべとして、1994（平成6）年3月に全国に先駆けて「神奈川県人権施策推進指針」を策定し、様々な施策に取り組んできた。

その後、人権に関する法整備等の状況の変化に対応し、人権施策の取組みを一層推進するため、2003（平成15）年6月に「かながわ人権施策推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、2013（平成25）年3月に改定した。

【参考】：「かながわ人権施策推進指針（改定版）」の概要

1 指針の基本理念

- (1) 誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。
- (2) 誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- (3) 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会をめざします。

2 人権教育・人権啓発の推進

3 相談・支援体制

4 分野別施策の方向

- (1) 子ども
- (2) 女性
- (3) 障がい者
- (4) 高齢者
- (5) 患者等
- (6) 同和問題
- (7) 外国籍県民
- (8) ホームレス
- (9) 犯罪被害者等
- (10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- (11) 様々な人権課題

(3) 指針に基づく取組み状況等

人権問題の解決に向けて、指針で示した基本理念にのっとり、人権啓発や相談・支援体制の充実、分野別施策等の取組みを進めている。

本取組みのうち、主なものについて、2017（平成29）年度の実施状況をまとめた。

ア 人権啓発の取組み状況

すべての県民が、人権尊重の理念についての理解を十分深め、様々な人権問題に対し、自分自身の問題として認識すること、また人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に現れ、根付くことをめざし、あらゆる機会を通じて、より効果的な啓発活動を推進した。

(ア) 人権メッセージ展の開催

県民に親しみやすく参加しやすい要素を取り入れた人権啓発活動を実施することにより、人権について考えるきっかけをつくり、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図った。

- a 文化・芸術・スポーツなど各界で活躍されている方々の「人権メッセージ」パネル展示
- b 人権活動を行っている団体等のパネル展示
- c 車いすの方や目が不自由な方のサポート体験等のステージプログラム
- d 来場者によるメッセージ展示

(イ) スポーツ組織との連携

県内プロスポーツチームと連携し、人が多く集まる試合会場で啓発活動を行うなど、地域に密着した多様な人権啓発活動を実施した。

- a 湘南ベルマーレや横浜F C、横浜ビー・コルセアーズの試合会場における啓発活動
- b 湘南ベルマーレファンイベント「ベルマーレワンダーランド」における啓発活動
- c 湘南ベルマーレサッカースクールと連携した、保育園における人権教室の開催

イ 相談・支援体制

個別の人権問題に迅速かつ適切に対処できるよう、相談・支援体制の充実、強化を図った。

(ア) 人権相談窓口一覧の周知

- a 県ホームページへの人権相談窓口一覧の掲載
- b 県情報提供コーナー、市町村人権担当窓口への人権相談窓口一覧の提供

(イ) 相談員の養成

- a 相談事業を実施している人権団体の相談員養成支援

ウ 分野別施策の取組み状況

(ア) 子ども

- a 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等の推進
 - (a) 市町村、地域の子育て支援事業者を対象とした研修会の実施
 - (b) 保育所への保育カウンセラーの派遣（虐待が懸念される親子の支援に係る実地研修の実施）
 - (c) 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業従事者研修会の実施
 - (d) 児童相談所における精神科医及び小児科医を交えた医学的評価、判断、助言、カウンセリング、医療相談等の実施

(イ) 女性

- a 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
 - (a) 配偶者暴力相談支援センターによる電話・面接相談や一時保護
 - (b) 県、市町村及び民間団体の協働による一時保護施設の運営
 - (c) 市町村等関係職員研修及び民間団体スタッフ研修の開催
 - (d) DV被害者自立支援団体への補助の実施
 - (e) 県内市町村との連携
 - ・ 配偶者暴力相談支援センター設置市と会議を開催した。
 - ・ 「配偶者暴力対策市町村主管課長会議」を開催した。
 - (f) DV防止、デートDV予防等啓発事業の実施
 - ・ 啓発冊子等を作成し、配布した。
 - ・ 「DV気づき講座」「男性向けDV啓発講座」「デートDV防止啓発講座」を実施した。
 - ・ 研修用教材を配布した。

- b 就業の分野における男女共同参画の促進
 - (a) 女性の活躍応援団支援事業
 - ・ 応援団員企業から講師を派遣し、啓発講座を開催した。
 - ・ 女子中学生・高校生向けに理系志望を促進・支援するための出前講座（かながわりケジョ・エンカレッジプログラム）を新たに実施した。
 - c 男女共同参画社会づくりに向けた教育及び啓発の推進
 - (a) ライフキャリア教育支援事業
 - ・ 大学生向けライフキャリア教育啓発用視聴覚教材を作成した。
 - ・ 高校3校に出前講座をモデル実施した。
 - ・ 高校生向け冊子及びリーフレットを作成した。
- (ウ) 障がい者
 - a 障がい者の社会参加の推進と障がい者理解の促進
 - (a) とともに生きる社会かながわ憲章の普及啓発
 - ・ 市町村、団体等と連携して、年間を通じた普及啓発活動を行った。
 - ・ 「みんなあつまれ」を開催した。
 - ・ 「ともに生きる社会かながわ推進週間」に、インターネット広告や交通広告等の集中的な広報を展開した。
 - (b) 障がい者地域生活支援事業
 - ・ 発達障害支援センター（かながわA（エース））を運営するなど、専門性の高い相談支援を行った。
 - ・ 5障害保健福祉圏域での相談支援ネットワークを形成するなど、広域的な支援事業を行った。
 - ・ サービス・相談支援者指導育成事業として、研修や講習会を開催した。
 - ・ 障がい者地域生活支援事業費補助（市町村統合補助）を33市町村に実施した。
- (エ) 高齢者
 - a 高齢者の尊厳を支える取組みの推進
 - (a) 認知症の人にやさしい地域づくり
 - ・ 認知症の早期診断・早期対応のための認知症医療支援体制の強化として、認知症サポート医養成研修等を開催した。
 - ・ 認知症に係る適切なケアの推進のため、介護保険施設等の職員を対象に認知症介護に関する研修を開催した。

- ・ 認知症の人や家族への支援として、かながわ認知症コールセンターや徘徊高齢者SOSネットワークを運営したほか、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成した。
- (b) かながわ成年後見推進センター事業
- ・ 成年後見制度に関する一般相談を受けた。
 - ・ 地域家族会や当事者の会などを対象とした出張説明会・相談会を開催した。
 - ・ 市民後見人養成基礎研修を開催した。
 - ・ 法人後見担当者養成研修を開催した。
 - ・ 権利擁護ネットワーク形成支援事業として、弁護士や社会福祉士等を派遣した。
- (オ) 同和問題
- a 同和対策の推進
- (a) 同和関係団体が行う相談事業等への支援
- ・ 同和関係団体で構成する神奈川県地域相談連絡協議会が行う地域生活相談事業を支援した。
 - ・ 県内自治体の人権及び福祉担当職員に対する協議会の研修事業を支援した。
- (カ) 外国籍県民
- a 多文化共生・多文化理解の促進
- (a) 多文化共生イベントへの参加
- ・ 展示等により、外国人の人権について啓発した。
 - ・ 啓発物品を配布した。
- (b) ヘイトスピーチの解消に係る啓発活動の実施
- ・ ヘイトスピーチの解消に係る県ホームページを作成し、掲載した。
 - ・ 啓発物品を作成し、イベント等で配布した。
- (キ) ホームレス
- a ホームレスの自立支援に関する施策の推進
- (a) 生活困窮者自立相談支援事業
- ・ 生活上の困難に直面している方に対し、地域において自立した生活が行われるよう、自立相談支援を実施した。

(ク) 様々な人権課題

a 貧困等にかかる人権課題

(a) ひとり親等家庭への支援の充実

- ・ 就業支援講座等を実施した。
- ・ 就業相談員を配置した。
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業を33市町村に実施した。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付を行った。
- ・ リーフレットを作成し、各市町村の主管課から配布した。
- ・ ひとり親家庭・総合支援情報サイトにより、各種支援策の周知や情報提供を行った。

b 性的マイノリティへの偏見や差別意識

(a) 性的マイノリティに関する支援事業の実施

- ・ 本庁舎を性的マイノリティの尊厳と社会生活を象徴するレインボーフラッグに模してライトアップした。
- ・ 啓発物品を作成し、イベント等で配布した。

2 「かながわ障がい者計画」改定について

(1) これまでの経過

平成30年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
平成30年12月～平成31年1月

改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

平成31年2月 神奈川県障害者施策審議会において改定案を検討

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

平成26年3月に改定した「かながわ障害者計画（平成26年度～平成30年度）」について、計画期間が満了し、新たな計画を策定する必要があるため、国が示す「障害者基本計画」を参考とし、「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定、津久井やまゆり園再生に向けた取組みとその全県展開等を踏まえ、「かながわ障害者計画」を改定する。

イ 計画の位置付け

障害者基本法第11条第2項に基づく法定計画である「都道府県障害者計画」であり、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する、障がい者のための施策に関する基本的な計画とする。

なお、県の総合計画を補完する個別計画として位置付ける。

ウ 計画期間

2019（平成31）年度から2024年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方とポイント

- (ア) 障がい者の意思決定支援の推進や、社会的障壁の除去等を基本的な方向として、国が平成29年度末に策定した「障害者基本計画（第4次）」の内容を参考とする。
- (イ) とともに生きる社会かながわ憲章や津久井やまゆり園再生に向けた取組みとその全県展開を計画に反映させる。
- (ウ) とともに生きる社会かながわの実現に向け、憲章に掲げた4つの柱に施策を体系づける。
- (エ) 実効性のある取組みを推進する観点から、新たに成果目標を設定する。

(3) 改定計画案の概要

ア かながわ障がい者計画について

- (ア) 策定の背景
- (イ) 障がい者数の推移
- (ウ) かながわ障がい者計画の位置付け
- (エ) 計画の対象期間

イ 基本的な考え方

- (ア) 基本理念と基本方針
- (イ) 4つの柱と8つの分野別施策の考え方

ウ 分野別施策の基本的方向

- (ア) すべての人のいのちを大切にす取組み
 - a すべての人の権利を守るしくみづくり
 - b ともに生きる社会を支える人づくり
- (イ) 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 - a 意思決定支援の推進と地域生活移行の支援
 - b 障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実
- (ウ) 障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - a 社会参加への環境づくり
 - (a) 安全・安心な生活環境の整備
 - (b) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - (c) 暮らしの安全と安心
 - (d) 行政等における配慮の充実
 - b 雇用・就業、経済的自立の支援
- (エ) 憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 - a 憲章の普及啓発及び心のバリアフリーの推進
 - b 教育や文化芸術・スポーツにおける取組み
 - (a) 教育の振興
 - (b) 文化・芸術活動・スポーツ等の振興

エ 推進体制

- (ア) 連携・協力の確保
- (イ) 進行管理

オ 別表 かながわ障がい者計画関連成果目標

カ 参考1 用語の説明

キ 参考2 かながわ障がい者計画の改定に関する主な経過

(4) 改定素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア 意見募集期間

平成30年12月21日～平成31年1月21日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、障がい当事者等関係団体へのヒアリング

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 157件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a かながわ障がい者計画（策定の背景、障がい者数の推移等）に関する意見	5件
b 基本的な考え方に関する意見	13件
c 分野別施策の基本的方向（すべての人のいのちを大切にする取組み）に関する意見	10件
d 分野別施策の基本的方向（誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み）に関する意見	53件
e 分野別施策の基本的方向（障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み）に関する意見	30件
f 分野別施策の基本的方向（憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み）に関する意見	21件
g 推進体制に関する意見	1件
h 別表かながわ障がい者計画関連成果目標に関する意見	7件
i その他	17件
計	157件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件 数
a 新たな計画に反映しました。	38件
b 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	29件
c 今後の政策運営の参考とします。	39件
d 反映できません。	8件
e その他（感想・質問等）	43件
計	157件

(エ) 主な意見

- a 新たな計画案に反映した意見
 - ・ 「分野別施策の考え方」と重複している「共通する考え方」については、なくても良いと思う。「分野別施策の考え方」の中に、不足する部分を追加することで良いと思う。
 - ・ 障がいに対する理解を深めるための医師への教育の充実について記載している部分に、医師だけでなく、歯科医師も加えてほしい。
- b 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見
 - ・ 障がい者スポーツに関わる機会を多くするとともに、その用具を貸し出すなど、多くの方が参加できるようなシステムを創設してほしい。
- c 今後の参考とする意見
 - ・ グループホーム利用者数については、大きな伸びが見込まれているが、「地域生活移行ありき」にならないよう、特に重度障がい者に対しては、十分配慮してほしい。
- d 反映できない意見
 - ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の4つの柱に施策を位置付けているが、4つ目の柱の「私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます」という文脈は決意を表明しているので、この柱には施策を位置付けず、憲章の普及や教育、文化、スポーツに関する取組みは、3つ目の柱に位置付けたほうがよい。

e その他（感想・質問等）

- ・ 改定素案に記載されている施策を展開する上での予算的裏付けが不明のため、「絵に書いた餅」に終わらないよう格段の努力を要望したい。

(5) 今後のスケジュール

平成31年3月 改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料 「かながわ障がい者計画」改定案

3 津久井やまゆり園再生基本構想に基づく取組みについて

(1) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

ア 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）における取組状況

(ア) 除却工事

期 間：平成30年3月～31年3月

内 容：居住棟、渡り廊下及び作業棟の除却

実施状況：地上部の建物及び地下部の杭の除却が終了
現在、整地作業を実施

(イ) 新築及び改修工事設計業務

期 間：平成30年3月～31年6月

内 容：新築及び改修工事に係る基本設計、実施設計

実施状況：基本設計の図面により、引き続き関係者等の意見を
聴き実施設計を実施

(ウ) 鎮魂のモニュメントの整備

ご遺族などから幅広く意見を聴きながら、事件で命を奪われた利
用者への鎮魂のモニュメントを整備

イ 津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）における取組状況

(ア) アドバイザリー業務委託

期 間：平成30年6月～31年3月

内 容：民間活力を活用した「維持管理を含む設計施工一括
発注方式」による施設整備に向け、事業実施方針や
業務要求水準書等を作成

実施状況：平成31年2月12日に、事業実施方針や業務要求水
準書（案）等を公表し、民間事業者の本事業に対
する理解を深め、本事業への参加に係る検討を容
易にするため民間事業者と対話を実施

事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に関する事項 (事業範囲、事業期間、事業スケジュール等) ・ 事業者の募集及び選定に関する事項 (参加資格要件、応募手続き、審査方法等)などを規定
業務要求水準書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備に関する業務要求水準 (建築物の性能や設計施工の実施基準等) ・ 維持管理に関する業務要求水準 (保守点検業務や修繕業務の内容等)などを規定

ウ 施設規模の考え方

- すべての利用者の居室数の確保を前提とし、千木良地域、芹が谷地域合わせて132人分の居室を確保する。
- 施設の最大規模は、各施設88人（11人×8ユニット）として設計するが、意思決定支援の進行に伴う利用者の選択の傾向を踏まえた上で、施設規模を決定し、設計変更により対応する。

エ 防犯対策の考え方

- 津久井やまゆり園事件検証報告書を踏まえ、防犯ガラスの取付けや、警備会社と連動したセンサー付防犯カメラ、周囲に異常を知らせる防犯ブザーなど、必要な防犯設備を整備した上で、警察とも日頃から十分な連携を推進する。
- 安全対策と地域交流を両立させるため、居住ゾーンと交流ゾーンを整理するとともに、来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入を確認することや、特に夜間における出入口の制限など動線管理を徹底する。
- 警備会社や防犯に関する専門団体等から意見を聴取し、設計業務に反映させる。

オ 今後のスケジュール

平成33年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、次のスケジュールで施設を整備する。

(ア) 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）

平成30年3月～31年3月 除却工事の実施

～31年6月 新築及び改修工事に係る基本設計、
実施設計の実施

平成31年度～33年度 新築及び改修工事の実施

(イ) 津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）

平成30年度 アドバイザリー業務委託の実施

31年度～33年度 維持管理を含む設計施工一括発注方式による施設整備事業の実施

カ 施設の名称

(ア) 施設整備後の施設名称

津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）	「津久井やまゆり園」とする方向で調整する。
津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）	施設名称を公募する方向で調整する。

- (イ) 芹が谷園舎（仮称）に係る施設名称の公募スケジュール
 - 平成31年3月～5月 公募
 - 平成31年5月～7月 選定作業
 - 平成31年8月 名称選定・名称（案）発表
 - 平成31年11月 第3回県議会定例会に「県立の障害者支援施設に関する条例」改正議案を提出

キ 施設の指定管理

- (ア) 指定管理の考え方
 - ・ 千木良地域及び芹が谷地域の施設は県立施設とし、運営については、引き続き指定管理とする。
 - ・ 利用者の安定的な生活を支援するとともに、意思決定支援における偏りのない選択を担保するため、現在の指定管理期間である平成36年度までの間は、芹が谷地域の施設についても、現指定管理者である社会福祉法人かながわ共同会を指定管理者とする方向で調整する。
 - ・ 指定に向け、専門的な支援の実施や職員の確保など、施設の運営に適した能力を備えているか確認し、調整を進める。
- (イ) 芹が谷園舎（仮称）に係る指定管理に向けたスケジュール
 - 平成31年6月 「新規導入方針」の報告
 - 平成31年9月 指定管理施設の申請条件（案）の報告
 - 平成31年11月 第3回県議会定例会に「県立の障害者支援施設に関する条例」改正議案を提出
 - 平成32年1月 指定管理者の申請開始
 - 平成33年度中 指定管理者による管理運営の開始

(2) 利用者の意思決定支援及び地域生活移行の促進

ア 利用者の意思決定支援

- ・ 平成30年末までに、意思決定支援の対象となる124名全員の意思決定支援を開始した。
- ・ 利用者一人ひとりが、どのような暮らし、どのような支援を望むのか、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、利用者ごとに意思決定を支援する。
- ・ 日中活動の充実やグループホームの体験・見学に取り組み、その記録を重ね、丁寧にアセスメントを進め、暮らしのあり方や居住の場の選択の方向性を検討する。

- 意思決定支援の実践的なマニュアル及び手引き、取組成果や効果、課題等を取りまとめた報告書を作成し、意思決定支援の普及啓発に向けた準備をする。

【参考】現在の進捗状況

(平成31年2月22日現在)

意思決定支援を開始した方	124名
グループホーム等の体験・見学を実施した方	67名

イ 地域生活移行の促進

- 利用者の意向を確認する中で、地域での生活を希望する意思が示された場合、地域生活移行に向けた支援を積極的に実施する。
- グループホームの整備費や人件費に係る補助事業等を活用し、地域生活移行のための体制整備を支援する。

4 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

(1) 平成30年度の取組み

ア ともに生きる社会かながわ推進週間の取組み

平成30年7月23日から29日までの「ともに生きる社会かながわ推進週間」において、次の取組みを行った。

(ア) 津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、このような事件が二度と繰り返されないよう決意を新たにすため、ご遺族のご理解を得ながら追悼式を実施

(イ) ともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

新聞、デジタルサイネージ、ポスターの駅貼りやインターネット広告など、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施

イ 「みんなあつまれ」の実施

憲章の理念を体感していただくために、県内4か所で地域のイベントと連携して実施した。

イベント名	開催日	会場（住所）
みんなあつまれin湘南ベルマーレホームゲーム	9月22日 (土曜日)	平塚市総合公園 (平塚市大原)
みんなあつまれinアシガラマルシェ	10月7日 (日曜日)	酒匂川健楽ふれあい広場 (松田町松田惣領)
みんなあつまれin日本大通 [ホッチポッチミュージックフェスティバル 2018と同時開催]	10月14日 (日曜日)	日本大通（県庁前） (横浜市中区)
みんなあつまれin相生祭(相模女子 大学学園祭)	11月3日 (土曜日)	相模女子大学 (相模原市南区)

ウ 市町村、団体等との連携

市町村や団体等と連携し、継続性や広がりを持った取組みを県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただいた。

- ・ 県内で開催される市町村や団体等が主催するイベントとの連携（21イベントにブース出展）
- ・ 「ともに生きる」に関するパネル展示（30市町村及び1団体により実施）

エ 共生社会実現フォーラムの開催

共生社会の実現に向けて、多様な実践者たちの事例を学びながら、誰もが行動するための社会を考えるためのフォーラムを、12月の障害者週間に合わせて開催した。

日 時 平成30年12月8日（土）12時30分から16時まで

場 所 はまぎんホールヴィアマール（横浜市西区みなとみらい）

テーマ 誰もが行動する社会へ ～あなたにもできることがある～

内 容 基調講演、パネルディスカッション、事例報告会、障がい者と健常者によるパフォーマンス、表彰式

来場者数 288人

オ 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、若い世代の方への普及を強化した。

- ・ 県立学校におけるポスター掲示
- ・ 「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」に、憲章の理念をテーマにした内容を掲載するとともに、家庭・地域向け概要版リーフレットに憲章を掲載
- ・ 「『いのちの授業』大賞表彰式」において、県立高校の生徒が、手話等で憲章の理念を発信

カ 県の広報媒体の活用

県のたより、ラジオ、テレビ、ホームページなど県の広報媒体を活用して、憲章の理念を広く県民に発信した。

(2) 平成31年度の取組み

ア 取組みの方向性

県内各地域のイベントへの参加や学校での普及啓発など、引き続き市町村や団体、教育と連携した取組みを進めるとともに、企業や大学とも連携し、憲章の理念を、より多くの県民に広く深く浸透させ、より一層の普及を図る。

イ 拡充する主な取組み

(ア) みんなあつまれの実施

多くの県民が憲章の理念に繰り返し触れ、「ともに生きる」ことについて考えてもらうきっかけとなるよう、市町村等と連携し、地域に根差した集客力の高いイベントとの連携をより充実させて実施する。

(イ) 県教育委員会との連携

これまでの取組みに加え、「いのちの授業」の実践、憲章の理念や障がいを理解するための出前講座の活用、校長からのメッセージの発信などの県教育委員会の取組みと連携を強化していく。

(ウ) 企業・団体の主体的な取組みの促進

コーディネーターと連携して、障がい者理解や体験のコンテンツを持っている企業や団体の情報をポータルサイトで発信するとともに、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等を行う。